

いわて感染制御支援チーム運営要綱取扱要領

1 趣旨（要綱第1関係）

この要領は、いわて感染制御支援チーム運営要綱（以下「要綱」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

2 組織の編制（要綱第2関係）

(1) 要綱第2第2項に規定する「感染管理に係る認定」とは、次に示す資格認定及びこれに準ずるものをいう。

ア 日本感染症学会が認定する感染症専門医

イ ICD 制度協議会が認定するインフェクションコントロールドクター

ウ 公益社団法人日本看護協会が認定する感染症看護専門看護師及び感染管理認定看護師

エ 社団法人日本病院薬剤師会が認定する感染制御専門薬剤師及び感染制御認定薬剤師

オ 日本臨床微生物学会が認定する感染制御認定臨床微生物検査技師

(2) 要綱第2第2項に規定する「ICAT 構成員の指名」に際し、ICAT 登録メンバーの推薦依頼は、関係団体及び医療機関に対し、年1回行うものとし、知事は、推薦された ICAT 登録メンバーの中から、地域や職種のバランスを考慮して、初動対応等の活動を行うメンバー（以下「ICAT アクティブ」という。）と、ICAT アクティブの増員が必要な場合に備えて登録するメンバー（以下、「ICAT リザーブ」という。）を ICAT 構成員として指名を行う。

(3) 要綱第2第3項に規定する「現地支援班」を多数編成するなど、ICAT 構成員を増員しなければならない場合は、知事は、ICAT リザーブの中から、健康危機管理事案の規模、態様等に応じて ICAT アクティブとしての活動を依頼するものとする。

現地支援班の担当地域及び班編成については、盛岡、二戸、久慈、宮古の4保健医療圏を「県央県北班」、岩手中部、胆江、両磐、釜石、気仙の5保健医療圏を「県南班」として、知事は各班に地域リーダー及びサブリーダーを指名するものとする。

(4) 要綱第2第4項に規定する「統括的機能」として、知事は ICAT アクティブから統括1名及び副統括4名を指名し、統括部を組織する。必要に応じ、その構成員を概ね6名の範囲内で指名できる。

なお、ICAT の事務局は県医療局並びに各病院の事務担当等で構成し、主として県医療政策室が担当する。

3 活動内容（要綱第3関係）

(1) 要綱第3第1項に規定する ICAT 活動に際し、感染制御資器材、無線通信機器、移動手段、食糧・宿泊場所等を含む生活手段等を必要とする場合は、臨機応変な対応、機動力確保等を重視する観点から、ICAT 構成員又は所属医療機関において確保することを基本とする。

(2) 前項の規定に基づき ICAT 構成員若しくは所属医療機関が資器材等を調達し、又は、確保しようとするときは、知事は、関係団体と連携の上これに協力し、又は、事後的

な補充若しくは要綱第7の規定に基づく費用弁償を行うものとする。

4 活動基準、期間等（要綱第4関係）

- (1) 要綱第4第1項に規定する「知事又は所管の保健所長が特に必要と認めるとき」とは、大規模な感染症のアウトブレイク（集団発生等）、原因不明ではあるものの感染症又は食中毒の疑いが高い健康危機管理事案等が発生した場合とする。
- (2) 県内で大規模災害による健康危機管理事案が発生した場合、要綱第4第2項の但し書きにより、ICATの統括部は、現地の事前調査による迅速評価活動（Rapid Assessment Team。以下「RAT活動」という。）の実施を速やかに検討する。

RAT活動実施の目安は、「1カ所に100名以上の避難所が72時間以上継続される見込み」とし、統括部は実際の状況に応じて判断するものとする。

なお、迅速対応の観点から、RAT活動を行う「先遣隊」は、被災地を所管する地域リーダーの協力の下、現地支援班から概ね3名を選出する。現地支援班が対応困難な場合は、統括部及び事務局から選出する。先遣隊は知事が指名する。
- (3) 要綱第4第4項に規定する「情報共有、活動内容についての協議」に際し、市町村の区域又は保健所の管轄区域単位で医療救護班若しくは保健活動班による連絡会議等が行われている場合は、現地支援班は、可能な限りこれに参画し、関係者との情報共有を図るものとする。
- (4) 統括部又は事務局は、全県単位で医療救護班若しくは保健活動班による連絡会議等が行われている場合は、可能な限りこれに参画し、関係者との情報共有を図るものとする。

5 活動要請及び自主的活動（要綱第5関係）

- (1) 要綱第5に規定する「要請」、「報告」及び「承認」の方法は、通信手段の状況により口頭、電話、電子メール等を利用し、事後に文書により確認するものとする。
- (2) 「要請」及び「報告」の内容については、ICAT活動を必要とする理由、支援を要する場所、内容及び期間、その他支援に必要な事項とする。

6 平常時の訓練その他の活動（要綱第6関係）

- (1) 要綱第6第2項の規定に基づく「技術的助言その他の協力」の要請等、平常時における事務の取扱は、要綱及びこの要領によることなく、各予算事業の規定、会計処理基準等に基づき、知事又は各保健所長が処理するものとする。
- (2) 要綱第6第3項に規定する「情報共有、連携確保のための必要な措置」とは、ICAT構成員、関係者間のメーリングリスト等による情報共有、連絡会議、研修等とする。

7 費用弁償等（要綱第7関係）

- (1) 要綱第7第1項及び第2項の規定に基づく費用弁償は、岩手県医療局（県立の医療機関）職員であるICAT構成員については、次のとおりとする。
 - ア 旅費：県の規定により支弁する（自家用車を利用する場合は、燃料相当額についても支給対象となる）。
 - イ 人件費：岩手県医療局において負担する。
 - ウ その他：所属する医療機関が感染制御資器材、移動手段等を調達した場合にあつ

- ては、岩手県医療局の請求に応じて事後に知事が補充又は費用弁償する。
- (2) 同じく、学校法人岩手医科大学ほか民間の医療機関の職員である ICAT 構成員については、次のとおりとする。
- ア 旅 費：県の規定により支弁する（自家用車を利用する場合は、燃料相当額についても支給対象となる）。
- イ 人件費：災害救助法第 24 条第 1 項の規定（医療救護班、保健活動班等）又は岩手 DMAT 運営要綱第 7 の規定に基づく派遣である場合は、請求に基づき知事が費用弁償する。
- ウ その他：所属する医療機関が感染制御資器材、移動手段等を調達した場合にあっては、その請求に応じて事後に知事が補充又は費用弁償する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。